

認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業)
～指導監督基準解説編～

令和5年度 集団指導の流れ

①本動画を含めた3つの動画を視聴

- 制度概要編
- 指導監督基準解説編（R5“安全計画”追加）
- 不適切保育 & 事故防止編

※令和4年度の集団指導を受講した方

- 「指導監督基準解説編」
12:00~17:08（安全計画の説明）
- 「不適切保育 & 事故防止編」全部

これらのみを視聴していただいても差し支えありません。

②実施通知で示した書類について、〆切までに提出してください。

立入調査・集団指導の目的

- ◆児童福祉法第59条に基づく、指導監督の一環
- ◆児童を保育するのに、ふさわしい内容や環境を確保しているかを確認

本集団指導にて提出していただく書類により、指導監督基準に定められた項目に適合しているか確認いたします。

【参考】

認可外保育施設指導監督要綱

→板橋区ホームページに掲載しております。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kosodate/shisetsu/jigyosha/1004731.html>

>板橋区ホームページ>子育て・教育・生涯学習 >子育て関連施設 >事業者向け >保育施設に対する指導検査について（事業者向け）

- 別表1 認可外保育施設指導監督基準
- 別表2-3（個人事業主向け）評価基準
- 2-4（法人向け）評価基準

※法令改正等により適宜改正あり

立入調査の流れ【一般的な流れ】

① 【区】 設置届・運営状況報告等により施設の状況把握



② 【区】 実施通知を送付

居宅訪問型保育事業者に対しては、立入調査に代えて集団指導を実施します。



③ 【区】 立入調査の実施



④ 【区】 調査結果を通知



⑤ 【設置者】 改善状況報告書の提出（原則30日以内）



⑥ 【区】 改善状況報告書の確認・再指導等

改善されない場合など

立入調査【随時対応】

- ◆死亡事故等の重大事故が発生した場合
- ◆児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれ認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合を含む。）
- ◆利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から、施設に問題があると認められる場合 等

⇒特別立入調査実施

立入調査の流れ【勧告・公表・停止（閉鎖）】

①【区】立入調査の実施

②【区】調査結果を通知

③【設置者】改善状況報告書の提出

④【区】改善状況報告書の確認



・著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
・著しく利用児童の安全性に問題がある場合 等
⇒直接⑤へ

改善されない場合

⑤【区】改善勧告

⑥【区】改善状況報告書の確認

▼ 勧告に従わない場合

⑦【区】公表

▼ 弁明の機会の付与・区児童福祉審議会へ意見聴取

⑧【区】業務停止命令又は施設閉鎖命令

児童福祉法第59条
第3項から第5項

保育に従事する者及び資格について①

◆保育に従事する者の数

原則、1人に対して乳幼児1人

評価基準 1 - (1)

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

◆保育に従事する者の資格

評価基準 1 - (2)

有資格者又は研修（※）を修了した者が配置されているか。

・有資格者とは・・・保育士又は看護師

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者

(例) 居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修（地域保育コース）、（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修、認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など

評価基準 1 - (3)

◆保育士の名称

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。

◆非常災害に対する措置

評価基準 3、4

地震、火災等の災害発生時における対処方法について検討及び実施をしているか。

例えば、

- 避難経路や消火用具の確認
- 事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする

などの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。

保育内容について①

◆保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか

以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。

➤ 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項

評価基準 5 - (1)

➤ 乳幼児への養護的な関わりに関する事項

(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)

➤ 子どもの遊び等に関する事項

➤ 保育の実施に関して留意すべき事項

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。

保育内容について②

◆保育に従事する者の人間性と専門性の向上

評価基準 5-(2)-a

- 保育に当たっての基本姿勢を理解しているか。十分に組み合わせているか。

(乳幼児への愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等)

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。

- 保育従事者の質の向上のため、研修を受講しているか。

(例) 公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修など

法人事業者は、研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施する必要があります。

◆保護者との連絡等

評価基準 5-(3)

➤ 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることが心がけているか。

連絡帳又はこれに代わる方法により

- ・ 保護者からは家庭での乳幼児の様子
- ・ 保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子 を連絡しているか。

➤ 保護者の緊急連絡先等を把握しているか。

- ・ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握しているか。

乳幼児の人権に配慮した保育内容

◆乳幼児の人権に十分な配慮がなされているか

下記例のような対応を避け、配慮を欠かしていないか。

評価基準 5-(2)-b

(例)

- ・ しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。
- ・ いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。

◆児童相談所等の専門的機関との連携

評価基準 5-(2)-c

- ・ 虐待等不適切な養育が疑われる場合
 - ⇒ 児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。
- ・ 心身の発達に遅れが見られる、社会的援助が必要な家庭状況である場合
 - ⇒ 専門的機関に対し適切な連絡に努めること。

◆衛生管理の状況

評価基準 6-(1)

食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であるか。

◆食事内容等の状況

評価基準 6-(2)

- ミルクを与えた後にゲップをさせる、離乳食摂取後の状況に注意を払っているか等、乳児に対する配慮が適切に行われているか。
- アレルギー疾患等を有する乳幼児に対して適切な対応が行われているか。

食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払ってください！

評価基準 7-(1)

◆乳幼児の健康状態の確認

➤ 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。

【具体的な項目…体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等】

➤ 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

◆職員の健康診断

評価基準 7-(2)

➤ 健康診断を1年に1回受けているか。

法人事業者は、職員の健康診断を採用時にも実施する必要があります。

➤ 検便を実施しているか。

- 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、検便を実施してください。
- 検便結果は適切に保管してください。

◆感染症への対応

手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じているか。

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。

◆乳幼児突然死症候群に対する注意

評価基準 7-(4)

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。
※睡眠チェックは、0,1歳時⇒5分毎、2歳児⇒10分毎、3歳児以上15分毎を目安に行い、その様子を記録すること。

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。

- 乳幼児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。
※医学上の理由からうつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。
- 敷地内で禁煙を厳守しているか。

◆安全計画(New)

- 施設の設備の安全点検
- 職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導
- 職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項

左記項目について、**安全計画**を策定

- 当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。
- 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えを理解したうえで取り組んでいるか。

法人事業者は、上記項目に加え、**安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施する**必要がある他、**職員に対し安全計画を周知する**必要があります。

◆安全計画(New)

居宅訪問型保育事業者が安全計画を策定する際は、以下の例を参考の上で作成してください。

★作成項目例★

①保育場所（居宅）、設備、居宅外の安全点検

→月毎に重点的に点検すべき箇所を定める。

②マニュアルの策定・共有

→法人事業者は、策定した事故防止（午睡、食事）及び非常時対応マニュアルの策定期間や見直し予定期間を整理し、計画に盛り込む。

また、その内容を職員間で共有する。

◆安全計画(New)

★作成項目例（続き）★

③児童・保護者に対する安全指導

→児童に対して、居宅内での生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等に関する指導をいつ行うのか定める。また保護者にその内容をいつ共有するのか定める。

④実践的な訓練や研修の受講

→事前に受講を希望する訓練や研修の予定を把握し、計画に定める。

健康管理・安全確保について⑧

板橋区

評価基準 7-(5)-d,e,f

◆安全確保

以下の事項について理解したうえで、十分に取り組んでいるか。

- 保育を始める前の玩具、遊具等、室内の安全確認
- 室内、室外の安全確認
- ケガや急病等における応急手当の方法（実践）
- 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等
- 事故発生時における対処方法及び連絡体制
- 事故等発生後における詳細な内容等の報告

(参考)

事故防止にお役立てください

ヒヤリ・ハット調査

『誤飲等による乳幼児の危険』
調査報告書

令和3年6月 東京都生活文化局
(東京くらしWEB)

- **児童の施設外での活動、取り組み等のための移動その他の児童のために自動車
を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法** **New**

法人事業者は、上記項目について定めた業務マニュアルを整備する必要があります。

◆安全確保(事故発生時の処置)

- 定期的に心肺蘇生法等の実技講習を受講しているか。

評価基準 7-(5)-g

- 賠償責任保険等に参加するなど、事故に備えているか。

⇒賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできるように備えてください。

評価基準 7-(5)-h

◆安全確保(事故発生時の記録・報告)

評価基準 7-(5)-i, j, k

- 事故発生時には速やかに当該事実を板橋区に報告しているか。
⇒死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、**所定の様式**で報告してください。（板橋区認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目第4条第2項）
- （事故が発生した施設において）当該事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録しているか。
- （死亡事故等の重大事故が発生した施設において）当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられているか。

利用者への情報提供①

◆施設及びサービスに関する内容の提示

評価基準 8-(1)

利用者に対し、以下の事項について、書面等による提示等がされているか。

設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名	事業所の名称及び所在地	事業を開始した年月日	保育提供可能時間	提供する サービスの内容 及び当該サービスの提供につき 利用者が支払うべき額 に関する事項（変更がある場合は、その内容及び理由）
設置者の 資格 （保育士・看護師）の保有状況	利用定員	保育する乳幼児に関して契約している 保険 の種類、保険事故及び保険金額		
	設置者の 研修 の受講状況	非常災害対策	虐待 の防止のための措置に関する事項	設置者が過去に 事業停止命令 又は 施設閉鎖命令 を受けたか否かの別（受けた場合は命令内容含む。）
緊急時等における対応方法	（提携している場合）提携している 医療機関 の名称、所在地及び提携内容			

利用者への情報提供②

◆サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

評価基準 8-(2)

以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。

設置者の氏名又は
名称及び事業所の
管理者の氏名

当該サービスの提供に
つき**利用者が払うべき
額**に関する事項

事業所の名称及び所
在地

事業所の管理者の
氏名及び住所

当該利用者に対
し提供する
サービスの内容

保育する乳幼児に関し
て契約している**保険**の
種類、保険事故及び保
険金額

(提携している場合)
提携している
医療機関の名称、
所在地及び提携内容

利用者からの**苦情**を
受け付ける連絡先

◆サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明

契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。

評価基準 8-(3)

備える帳簿①

《個人事業者の場合》

◆利用乳幼児に関する書類等の整備

以下の項目について、確認できる書類が備えられているか。

		項 目		
乳幼児	氏名	生年月日	健康状態	乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類
保護者	氏名	連絡先		

備える帳簿②

《法人事業者の場合》

◆個人事業者が備える乳幼児に関する帳簿に加えて、**職員に関する帳簿**も備えてください。

- 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿があるか。
- 労働基準法等の他法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。

整備すべき帳簿一覧

- 労働者名簿（労働基準法第107条）
- 賃金台帳（労働基準法第108条）
- 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（5年保存）
（労働基準法第109条）

◆保育に対する姿勢

- 保育従事者の確保や保育内容に対して、利益を優先させていないか。
- 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。
- 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。

御清聴ありがとうございました